



平成 22 年 2 月 26 日

各 位

上場会社名 株式会社ファーストエスコ
 代表者名 代表取締役社長 島崎 知格
 (コード番号：9514 東証マザーズ)
 会社所在地 東京都中央区京橋二丁目 10 番 2 号
 問合せ先 取締役財務経理部長 小池 久士
 (TEL. 03-3538-5881)
 URL <http://www.fesco.co.jp/>

第三者割当てによる第 10 回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）の
発行に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 26 日開催の取締役会において、第三者割当てによる第 10 回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

第 10 回新株予約権発行に係る募集

(1) 発 行 期 日	平成 22 年 3 月 15 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	4,400 個
(3) 発 行 価 額	総額 968,000 円（新株予約権 1 個当たり 220 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	22,000 株
(5) 資 金 調 達 の 額	235,928,000 円（差引手取概算額：230,928,000 円） （内訳）新株予約権発行分：968,000 円 新株予約権行使分（当初行使価額）： 234,960,000 円
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 項	当初の行使価額：10,680 円 （但し、毎週月曜日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の日通し出来高加重平均取引価格の 90%に相当する金額に修正されます。） 上限行使価額：21,360 円 下限行使価額：10,680 円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当方式
(8) 割 当 予 定 先	三田証券株式会社
(9) そ の 他	譲渡制限条項、行使制限条項及び取得条項あり

(注) 本新株予約権の特徴

- ① 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 22,000 株であり（但し、行使価額の調整に伴い、調整されます。）、最大希薄化株式数は限定されております。
- ② 本新株予約権の行使価額は、当初行使価額を下限とし、上限を当初行使価額の 2 倍とした行使価額修正条項を付しております。このため発行後株価が上昇した場合、行使価額は上方に修正されるため、調達予定額は拡大します。
- ③ 本新株予約権の行使価額には下限が設定されているため、当社株価が下限を下回る水準で推移した場合は権利行使されず、株式市場における売り圧力要因とはなりません。
- ④ 平成 22 年 7 月 15 日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が認め、これを決議した場合は、本新株予約権の発行価格と同額の金銭を割当予定先に払い戻すことにより、当社は割当予定先の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。
- ⑤ 当社は、割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社株式を、原則として長期間保有する意思を有していないと聞いております。
- ⑥ 当社は、割当予定先との間で、当社株式のつなぎ売りを目的とする以外の空売りを行わないこと及びこれを目的とする貸借株契約を第三者と締結しないことを合意しております。
- ⑦ 本新株予約権の発行日以降、行使価額は、毎週月曜日（但し、月曜日が取引日でない場合又は月曜日に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の日通し出来高加重平均取引価格（以下「日通し VWAP 値」といいます。）が公表されない場合には、日通し VWAP 値のある翌取引日とする。以下「決定日」といいます。）の日通し VWAP 値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「基準価格」といいます。）に、決定日の翌日以降修正されます。但し、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額に相当する金額（以下「下限行使価額」といいます。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の 200%に相当する金額（以下「上限行使価額」といいます。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とします。
- ⑧ 割当予定先は、買い取った本新株予約権を第三者に譲渡する場合は、当社の取締役会の承認を必要とします。

ご注意：この文書は、当社が第 10 回希薄化防止型行使価額修正条項付新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達 배경

当社は、温暖化ガスの排出削減に資するため、企業のエネルギーマネジメントを支援する「省エネルギー支援サービス事業」を展開しております。これに加えて、木質チップを燃料とするバイオマス発電所「ウッドパワー」を全国3箇所運営しております。

現在当社では、事業収益の拡大、および財務体質の改善を目的として、事業構造の改革を進めております。昨年4月には、赤字事業であった電力小売事業から撤退し、関連会社を譲渡したことにより、現在は上記の2事業に資源を集中いたしました。しかし、顧客企業の設備投資抑制の流れには抗し難く、グループ全体での収益黒字化には至っていないのが実情です。

こうしたなか当社では、事業構造の改革を継続し、また省エネルギー支援サービス事業を拡大推進していくことが重要な使命であると認識しております。一方、こうしたスクラップ・アンド・ビルドによって、企業体質の改善を進めていくためには、自己資本の充実が不可欠です。将来の事業収益を最大化するために、不採算の事業については整理、または縮小する方向で進めてまいりますので、その過程において損益計算書上の損失が発生する可能性は否定できません。このたび新株予約権を発行することを決定した背景としては、早期に構造改革推進の実効を挙げるため、これに耐えうる資本基盤の充実を図り、機動的な経営を実現することを目的としております。また、ひいては財務体質の強化を図ることにより、安定的な経営基盤を確立し、事業の継続的な発展性をより確かなものとすることを目指しております。

現在、温暖化ガス排出削減の要請は、わが国に限ってみましても幅広く、多岐にわたっております。すなわち、国の定める基準（省エネ法・温暖化対策法等）、地方の定める基準（各種条例等）、民間の基準の策定などが、同時並行して進められております。一方で、これを課せられた企業等の事業者としては、環境対応のための新たな体制、施策を用意する必要が生じました。しかしこうした要請に対応するためには、人員の確保や、設備・エネルギーの状況把握など、多大な努力と費用を必要とします。

こうした企業側のニーズに応えるべく、当社では「カーボンマネジメント」を行う事業部の拡充を図り、質量ともに従来以上に充実したサービスを提供できる体制を整備しております。今後の戦略としては、まさにこうしたニーズに応じていくことにより、取引先の拡大、収益の大幅な改善を図り、当社のプレゼンスを向上させようと考えております。

このたびの資本調達において、本新株予約権の発行を選択した理由としましては、ひとつには当社株式の過度の希薄化を防止し、かつ適切な規模の資金調達が可能であることから、現時点で当社がとりうる最良の選択であると判断いたしました。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、今般の資金調達に際し、多種多様な資金調達手段を検討いたしました。まず、デット・ファイナンスとエクイティ・ファイナンスを比較した場合、当社の財政状況を勘案いたしますと銀行等の金融機関からの本資金調達予定額相当の借り入れは困難であり、またこのような状況下で事業を安定して推進していくためには自己資本の充実による財務

ご注意：この文書は、当社が第10回希薄化防止型行使価額修正条項付新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

体質の強化が必要と判断し、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を模索してまいりました。エクイティ・ファイナンスのうち、当社の業績および株価の推移から勘案し、公募による資金調達も困難であるとの判断から、内外の金融機関や事業会社等を対象とした第三者割当による資金調達の検討を進めてまいりました。

そのような状況のなか、三田証券株式会社より新株予約権の第三者割当をご提案いただき、本新株予約権による資金調達を行うことにいたしました。

本新株予約権の行使価額は、当初行使価額 10,680 円（発行決議日の前取引営業日の終値の 100%）以上、21,360 円以下の価格帯でのみ日通し VWAP 値の 90%に修正されます。従いまして、株価上昇局面では資金調達額が大きくなるというメリットがあります。他方、行使価額が当初の行使価額よりも低く修正されることはありません。以上のような設計により、株価の上昇にあわせたファイナンスが可能となり、既存株主様の利益を損ねないように資金調達を行うことができることとなります。また、本新株予約権に関しまして、当社が取得日の 14 営業日前に通知することにより、発行価額と同額で本新株予約権を取得することが可能となっております。これにより当社株価が当初行使価額を上回る局面では、発行後において割当予定先の積極的な本新株予約権の行使を促すことができます。一方、当社株価が行使価額上限もしくは下限を超えて推移し、本新株予約権の行使価額が市場実勢価格から大幅に乖離するような場合も、本新株予約権を買い戻すことができます。このように、当社が本新株予約権を買い戻すことが適切と判断した場合には、機動的に実施することが可能となっております。また、本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、割当予定先から反社会的勢力または経営に重大な影響を及ぼす恐れのある第三者への譲渡はもちろんのこと、取締役会の承認決議なしにはいかなる第三者にも譲渡されません。これらにより、当該資金調達の方法は当社の資金調達ニーズを満たしつつ既存株主への影響を最大限配慮したものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断いたしました。

しかしながら、(i)当社株式の 1 株当たりの株式価値が最大 24.71%希薄化する可能性があること、(ii)割当予定先が本新株予約権を行使しない場合には、行使に際して払い込まれる金額につき資金調達ができないこと、(iii)本新株予約権の行使により交付される当社普通株式が割当予定先により市場で売却される場合には株価下落要因となるというデメリットはございます。

ご注意：この文書は、当社が第 10 回希薄化防止型行使価額修正条項付新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. 調達する資金の額

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

- ・本新株予約権の発行に係る調達資金：235,928,000円
- ・上記調達資金のうち、本新株予約権の払込金額の総額：968,000円
- ・上記調達資金のうち、本新株予約権の行使による払込金額：234,960,000円
- ・発行諸費用概算：5,000,000円
差引手取概算額：230,928,000円

(注) 1. 上記の本新株予約権の行使による払込金額は、当初の行使価額（10,680円）で本新株予約権が全て行使された場合に払い込まれる金額です。

2. 発行諸費用の概算額には、第三者評価機関報酬、弁護士報酬費用等が含まれております。

3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記の差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な用途

今回調達資金の用途

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
(1)省エネルギー支援サービス事業構造改革 オンサイト発電設備等の効率改善及び 設備安定度改善のための改修費用	160	平成22年10月以降、順次改修工事を実施する。
(2)木質バイオマス発電事業構造改革 子会社にて運営するバイオマス発電設備 安定度改善のための改修費用（子会社 貸付金として支出する見込み）	100	平成22年8月以降、年次定期整備時期に改修工事を実施する。

(注) 上記、資金用途については、個別案件毎に精査し、投資回収の実効性を十分に検討した上で実施する予定です。各項目の支払予定時期までに時間を要する場合には、資金の流動性が確保され比較的リスクの低い銀行預金にて運用する予定です。

省エネルギー支援サービス事業のオンサイト発電設備は、顧客企業の生産計画等により稼働状況が異なります。ひとつの顧客企業には複数の発電設備を設置していることが多く、交互に運転する等の稼働状況の平均化を図っていますが、設備稼働12,000時間や24,000時間に到達すると設備メーカーの推奨する部品の交換やオーバーホールを実施することになります。実施するメンテナンスは、経過稼働時間に応じて小規模なものや大規模なものがあり、当社が手掛けたオンサイト発電事業の多くは、エネルギーサービスの開始から概ね5年を経過し比較的大規模なメンテナンスの時期に差し掛かってきております。こうした定期点検保守の機会を捉え、より高効率な機器への転換等、顧客へのサービス強化に努める費用として160百万円を充当する予定です。実施時期の目安としては、平成22年10月以降となる見込みです。これは、保守点検等の実施時期が顧客企業の発電設備の稼働状況によって異なることから、顧客ごとの現時点での使用状況を勘案し、規定の使用時間に到達する時期を設備メンテナンス整備計画等から判断したものです。

ご注意：この文書は、当社が第10回希薄化防止型行使価額修正条項付新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

木質バイオマス発電事業における発電設備保守改修費用については、当社グループの運営する 3 つの発電所のうち白河ウッドパワー、日田ウッドパワーが操業開始から約 4 年を経過し、上述のオンサイト発電設備と同様に比較的大規模の定期点検整備を実施する時期となります。3 つの木質バイオマス発電所を運営してきた経験値を最大限活用し、安定的な運転を実現するべく必要な改修を実施する予定です。このため、当該保守改修費用として 100 百万円を充当する予定です。定期点検実施の時期は、平成 22 年 11 月前後となりますが、改修のための部品等の手配を考慮し平成 22 年 8 月以降としています。

調達する資金は、新株予約権の行使によるため新株予約権者の投資判断に基づいています。このため、調達に関する詳細なスケジュールは未定ですが、仮に権利行使がなされない場合、又は権利行使が一部に留まり調達額が減少した場合、上記の保守改修に係る資金は、計画の見直し等を実施した上で借入等により調達する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、現在グループ全体での収益黒字化に向け様々な構造改革を実施しております。省エネルギー支援サービス事業においては、従来推進してきたオンサイト発電設備の稼働状況は極めて低い水準で推移しております。しかし、近年の環境問題に対応して、一部の顧客企業では CO2 排出削減の観点から、当社の提供するコージェネレーション設備の利用を拡大する動きがでてきております。こうした動向に対応して、燃料転換による一段の CO2 排出抑制や、設備の安定性向上を図るため、設備の改修を含めた投資が必要と判断しています。

子会社にて取り組んでいる木質バイオマス発電事業では、収益黒字化を実現するために、発電原価低減のための新たな施策を実施する必要があると考えております。木質系焼却灰については従来の廃棄物処理から、リサイクルを推進することにより、もう一段のコスト低減を図る方針です。このため、リサイクル設備の設置や付帯設備の改修が必要となります。また、発電所の能力を長期にわたり高い水準で維持するため、法定点検整備に加えて自主的な予防保全対策を実施しております。こうした施策をより高度に推進するため、補修品の充実や、設備の改修などの投資が必要と考えております。本資金調達は、顧客満足度の向上に資するとともに、設備の安定操業を高い水準で実現するために必要なものであり、ひいては当社グループの事業基盤の強化と企業価値の向上に資するものと考えております。

ご注意：この文書は、当社が第 10 回希薄化防止型行使価額修正条項付新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本新株予約権の総額買取契約に定められた諸条件及び当社の過去2年間の株価、配当率、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）、平均売買出来高等を前提として、本新株予約権の発行価額について第三者評価機関に算定を依頼いたしました。当該評価機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーション法を用いて、今後の当社株式の価格及び出来高の動向、割当先の権利行使の進捗及び株式売却の影響などを、当社及び割当先と協議して決定した一定の想定の下に、多数の発生しうる事象を発生確率を掛け合わせて総合的に評価した結果、本新株予約権のオプション価値を 871,200 円（1株当たり 39.6 円）と評価いたしました。当社は、当該評価書の算定結果を参考とし、割当予定先である三田証券株式会社と十分な協議を経たうえで、本新株予約権の払込金額の総額を金 968,000 円（1株当たり 44.0 円）と決定いたしました。この発行価額については、第三者評価機関の評価額と比較して、公正且つ妥当な価額であり、会社法第 199 条第 3 項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当初の行使価額は、発行決議日の前取引営業日の終値を用いており、直近の市場価格であります。

なお、行使価額については、毎週月曜日（但し、月曜日が取引日でない場合又は月曜日に日通し VWAP 値が公表されない場合には、日通し VWAP 値のある翌取引日とする。）の日通し VWAP 値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に、決定日の翌日以降修正されます。但し、かかる算出の結果、当初の行使価額 10,680 円を下回る場合の修正後行使価額は当初行使価額 10,680 円（下限行使価額）とし、21,360 円を上回る場合は 21,360 円（上限行使価額）とします。この修正後の行使価額は、市場での取引執行に伴う価格変動リスク、当社株式の出来高に表される市場性を考慮すると、特に割当予定先に有利な条件には該当せず、適正かつ妥当であると判断しております。

上記の通り、本新株予約権の払込金額は第三者評価機関から受領した評価書における算定結果を参考に決定しており、また、弁護士事務所（東京青山・青木・狛法律事務所）から、第三者評価機関の算定結果が公正である等の一定の前提条件、留保又は限定の下、

「本新株予約権の発行条件は、会社法第 238 条第 3 項第 2 号に定める特に有利な条件に該当するか否かについては、本新株予約権の発行条件が現在妥当しうる解釈に照らし、法令に明確に抵触しない」旨の法律意見書を取得しております。

これらの結果、監査役 3 名全員から、この払込金額は適正かつ妥当であり、適法であるとの意見を得ております。

ご注意：この文書は、当社が第 10 回希薄化防止型行使価額修正条項付新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成 22 年 1 月 31 日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の総数は 89,010 個（自己株式等を除く完全議決権株式数は 89,010 株）で、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式に係る議決権の数は 22,000 個となり（この場合当社の発行済株式総数に係る議決権の総数は 111,010 個となります。）、当初の発行済株式数 89,010 株に対する最大希薄化率は 24.71%となります。

このため、結果として当社株式の 1 株当たりの株式価値が希薄化することとなりますが、当社グループの実践する省エネルギー施策や新エネルギーの提供等、二酸化炭素排出量削減に直接的に関与するエネルギー施策を推進することにより業績の進捗が改善され、カーボンマネジメントを中心とする将来の事業構築により株価の上昇及び当社株式の流動性は向上するものと考えております。これらのことにより徐々に行使が促進される本新株予約権の性質から、実際には株価等の上昇局面において段階的に希薄化が進行するため、結果として市場に過度の影響を与えるものではないと考えております。当社を取り巻く厳しい事業環境下で、手元流動資金を確保し、財務体質の健全化を図ることが、事業の再建を加速させ、また今後の当社の経営基盤の安定化を実現するとともに、当社の競争力、収益力の一層の強化に資するものと考えており、当該希薄化の規模は、かかる目的に照らして合理的であり、本資金調達による長期的な株主価値の向上により回収可能であると判断しております。

当社は株式数増加による希薄化の影響を上回るよう企業価値の向上に向け、最善の努力を尽くしてまいります。既存株主の皆様におかれましては、当社の現状をご理解いただき、今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご注意：この文書は、当社が第 10 回希薄化防止型行使価額修正条項付新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名 称	三田証券株式会社		
(2)	所 在 地	東京都中央区日本橋茅場町一丁目6番17号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 三田 邦博		
(4)	事 業 内 容	証券業		
(5)	資 本 金	5億円		
(6)	設 立 年 月 日	1949年7月20日		
(7)	発 行 済 株 式 数	4,713,600株		
(8)	決 算 期	3月31日		
(9)	従 業 員 数	50人		
(10)	主 要 取 引 先	株式会社東京証券取引所		
(11)	主 要 取 引 銀 行	株式会社りそな銀行		
(12)	大株主及び持株比率	三田 邦博 37.26%		
(13)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	19年03月期	20年03月期	21年03月期
	純 資 産	2,304,025千円	2,501,229千円	2,766,658千円
	総 資 産	28,978,183千円	26,731,046千円	18,235,274千円
	1株当たり純資産	488.80円	530.64円	586.95円
	売 上 高	2,305,887千円	1,908,911千円	1,905,942千円
	営 業 利 益	627,223千円	432,158千円	365,195千円
	経 常 利 益	609,839千円	430,680千円	354,030千円
	当 期 純 利 益	410,340千円	285,404千円	280,162千円
	1株当たり当期純利益	87.05円	60.55円	59.43円
	1株当たり配当金	12.40円	9.00円	8.90円

※当社は、割当予定先が長年にわたり継続して協会員となっていること、またその取締役全員が証券外務員等の有資格者として登録されていること、また調査会社の調査によっても割当予定先やその役員又は主要株主と反社会的勢力との関係が確認されなかったことから、割当予定先には反社会的勢力との関係がないものと判断いたしました。

ご注意：この文書は、当社が第10回希薄化防止型行使価額修正条項付新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今般の第三者割当による本新株予約権の発行に当たり、資金の調達に適時に行われること、将来的に必要な資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略についてご理解いただけること等を条件として、割当予定先を検討してまいりました。第三者割当増資の割当予定先となり得る事業会社等、多種多様な調達手段を検討し、コンサルティング会社、投資会社等より様々なご提案をいただきました。

割当予定先の三田証券株式会社は、昭和 24 年 7 月の設立以降、法人と個人のいずれに対しても多様なサービスを展開し、長年にわたり実績を積んできた会社でございます。

同社にご提案いただいた本新株予約権のスキームは、「2. 募集の目的及び理由 (2) 当該資金調達の方法を選択した理由」に記載したとおり、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも有利な条件であり、当社が受けた複数のご提案の中で、株式価値の希薄化が徐々に進捗する点、株価の上昇によって調達する資金が拡大する可能性がある点などを勘案し、もっとも適した手法であると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際は同社が当社の筆頭株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であると聞いており、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

(注) 本新株予約権は、日本証券業協会会員である三田証券株式会社により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先より、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を、市場動向を勘案しつつ適時売却していく方針であると聞いており、当社の経営に介入する意思がないことを確認しております。

なお、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む各暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日時点における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を行わないようにさせ、また、割当予定先である三田証券株式会社が制限超過行使を行わないことについて、本新株予約権の総額買取契約において合意しております。また、上記割当予定先の行使制限にかかる義務は、本新株予約権が譲渡された場合その譲受人にも承継される旨当該総額買取契約において合意しております。

ご注意：この文書は、当社が第 10 回希薄化防止型行使価額修正条項付新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、最近の財産状態の推移に関し、割当予定先作成の平成 22 年 1 月 31 日現在の貸借対照表記載の現預金の額により、払込みに要する財産の存在について確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社は、割当予定先と当社の企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 31 号に定める特別利害関係者等との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結される予定の取り決めがあることを認識しておりません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 21 年 12 月 31 日現在）	
環境エネルギー1号投資事業有限責任組合	12.58%
株式会社南日本銀行	2.45%
あいおい損害保険株式会社	2.24%
株式会社 I H I	0.89%
株式会社荏原製作所	0.89%
野村証券株式会社	0.86%
株式会社明電舎	0.84%
エコバリューアップ・ファンド・1号株式会社	0.84%
ジャフコ・ジー九（ビー）号投資事業有限責任組合	0.81%
ジャフコ・ジー九（エー）号投資事業有限責任組合	0.71%

- (注) 1. 募集前の持株比率は、平成 21 年 12 月 31 日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
2. 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主数及び持株比率」を表示しておりません。

8. 今後の見通し

資金使途の支払時期が平成 22 年 8 月以降となる見込みであり、本新株予約権の発行による平成 22 年 6 月期の業績見通しに与える影響はありません。なお、平成 22 年 6 月期の業績見通しについては、平成 22 年 2 月 12 日に公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」の通りです。また、次期以降については、設備の継続的な保守改修を实践することと環境に対する意識の高まりや二酸化炭素の排出量削減の具体的なエネルギー転換等外部要因の変化により、当社グループの運営する各設備の稼働率は向上するものと考えており、業績に寄与するものと判断しております。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が

ご注意：この文書は、当社が第 10 回希薄化防止型行使価額修正条項付新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

見込まれるものではないこと) から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (連結)

	平成 19 年 6 月期	平成 20 年 6 月期	平成 21 年 6 月期
連結売上高	10,572 百万円	14,926 百万円	11,869 百万円
連結営業利益	88 百万円	△695 百万円	△1,094 百万円
連結経常利益	12 百万円	△1,017 百万円	△1,453 百万円
連結当期純利益	218 百万円	△1,115 百万円	△4,113 百万円
1 株当たり連結当期純利益	3,151.72 円	△13,860.96 円	△46,218.44 円
1 株当たり配当金	－円	－円	－円
1 株当たり連結純資産	105,133.88 円	84,578.46 円	40,365.94 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 22 年 2 月 26 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	89,010 株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	1,348 株	1.51%
下限値の行使価額における潜在株式数	－株	－%
上限値の行使価額における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 19 年 6 月期	平成 20 年 6 月期	平成 21 年 6 月期
始値	126,000 円	80,800 円	32,300 円
高値	194,000 円	113,000 円	35,400 円
安値	57,500 円	29,900 円	8,490 円
終値	80,800 円	31,500 円	16,850 円

② 最近 6 か月間の状況

	平成 21 年 8 月	平成 21 年 9 月	平成 21 年 10 月	平成 21 年 11 月	平成 21 年 12 月	平成 22 年 1 月
始値	14,600 円	13,000 円	13,480 円	12,010 円	9,200 円	11,950 円
高値	14,800 円	15,280 円	13,480 円	12,470 円	12,400 円	13,490 円
安値	12,000 円	12,000 円	11,600 円	8,910 円	9,000 円	11,000 円
終値	13,200 円	13,080 円	12,050 円	9,150 円	12,000 円	11,800 円

③ 発行決議日における株価

	平成 22 年 2 月 26 日
始値	10,500 円
高値	11,100 円
安値	10,500 円
終値	11,000 円

ご注意：この文書は、当社が第 10 回希薄化防止型行使価額修正条項付新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発行期日	平成20年3月31日
調達資金の額	599,760,000円(差引手取概算額)
発行価額	1株につき53,550円
募集時における発行済株式数	77,816.89株
当該募集による発行株式数	11,200株
募集後における発行済株式総数	89,016.89株
割当先	環境エネルギー1号投資事業有限責任組合
発行時における当初の資金使途	本第三者割当増資による資金のうち、3億円程度を環境負荷の低い新エネルギーによる発電設備の開発に充当する予定。その他は、電力小売ビジネス事業における運転資金等に充当する予定。
発行時における支出予定時期	新エネルギーによる発電設備の開発への充当：平成21年6月期を目処 運転資金等への充当：平成20年6月期を目処
現時点における充当状況	新エネルギーによる発電設備の開発への充当 (子会社ウッドパワー発電所貸付)：平成20年9月100百万円 平成20年10月200百万円 電力ビジネス事業運転資金等への充当：平成20年10月300百万円

ご注意：この文書は、当社が第10回希薄化防止型行使価額修正条項付新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

第 10 回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付)(第三者割当)発行要項

1. 新株予約権の名称
株式会社ファーストエスコ第 10 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 申込期日
平成 22 年 3 月 15 日
3. 割当日
平成 22 年 3 月 15 日
4. 払込期日
平成 22 年 3 月 15 日
5. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を三田証券株式会社に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分 (以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、5 株 (以下「割当株式数」という。)とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として 22,000 株とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
4,400 個
8. 本新株予約権の払込金額の総額
金 968,000 円 (本新株予約権 1 個あたり金 220 円)
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は行使価額 (以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの価額 (以下「行使価額」という。)は、当初 10,680 円 (本新株予約権の発行決議日の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%。以下「当初行使価額」という。)とする。
10. 行使価額の修正
平成 22 年 3 月 16 日以降、行使価額は、毎週月曜日 (但し、月曜日が取引日でない場合又は月曜日に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の日通し出来高加重平均取引価格 (以下「日通し VWAP 値」という。)が公表されない場合には、日通し VWAP 値のある翌取引日とする。以下「決定日」という。)の日通し VWAP 値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額 (以下「基準

ご注意：この文書は、当社が第 10 回希薄化防止型行使価額修正条項付新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

価格」という。)に、決定日の翌日以降修正される。但し、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額に相当する金額(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の200%に相当する金額(以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。なお、第11項の行使価額の調整が行われる場合、行使価額の調整に伴い、下限行使価額及び上限行使価額も同様に調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

既発行普通株式数は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(5)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた株数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合は当該払込期間の最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で請求又は行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)以降これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ご注意：この文書は、当社が第10回希薄化防止型行使価額修正条項付新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合。
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の場合において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により得られた当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間、
平成22年3月16日から平成24年3月15日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得事由
当社は、平成22年7月15日以降いつでも、当社取締役会が本新株予約権を取得す

ご注意：この文書は、当社が第10回希薄化防止型行使価額修正条項付新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ることを決議した場合には、当社取締役会で定める取得日の 14 営業日前までに通知又は公告したうえで、かかる取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を新株予約権 1 個あたりの払込金額と同額で取得することができる。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選その他合理的な方法により行うものとする。

15. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金組入額を減じた額とする。
17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、所定の行使請求書に必要事項を記載してこれに記名押印したうえで、これを第 12 項記載の新株予約権を行使することができる期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 21 項に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総額買受契約に定められた諸条件を前提として、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、売買出来高、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより本新株予約権のオプション価値についての評価書を受領した。かかる算定結果を参考に、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で公正な価額であると判断した、金 220 円を本新株予約権の 1 個あたりの払込金額とした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第 9 項記載のとおりとし、当初行使価額は、平成 22 年 2 月 25 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%である 10,680 円とした。
20. 行使請求受付場所
当社財務経理部
21. 行使請求の払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 麹町支店
22. その他
 - (1) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
以上

ご注意：この文書は、当社が第 10 回希薄化防止型行使価額修正条項付新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。